

(他の省令の廃止)

第四条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第四十四号）
- 二 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第四十五号）
- 三 社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和三年厚生労働省令第六十五号）
- 四 社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和三年厚生労働省令第六十八号）
- 五 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和四年厚生労働省令第七十六号）
- 六 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和四年厚生労働省令第七十七号）
- 七 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和八年厚生労働省令第四十号）
- 八 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和八年厚生労働省令第四十一号）

○厚生労働省令第四百十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

附 則

（令和八年熊本地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の五の四 令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第二百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和八年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百十六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

（接種の方法）

第二十五条 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
（削る）

- 一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株XFGに対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

改 正 前

附 則

（新設）

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改 正 前

（接種の方法）

第二十五条 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株XECに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

- 二 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株LP-8.1に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジ剤により一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法